

役員及び評議員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人明照会（以下「法人」という。）の評議員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当及び旅費をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事長及び常任理事（以下「理事長等」という。）については勤務形態に応じて、評議員会の決議により次のとおり報酬等を支給することができる。

- 2 職員を兼務する理事長等には、職員給与規程に基づいた給与を支給する。その場合は報酬等を支給しない。
- 3 理事長等の報酬は、別表1「理事長等の報酬月額」に定める金額の範囲内において定めるものとする。
- 4 評議員等の報酬は、別表2「評議員等の報酬日額」に定める金額の範囲内において定めるものとする。

(費用の弁償)

第4条 理事長等には、その勤務の実態に応じ、明照会給与規程に準じて通勤手当を支給することができる。

- 2 職員を兼務する理事長等には、職員給与規程に基づく通勤手当を支給し、前項の規定に基づく通勤手当を支給しないことができる。
- 3 評議員等が法人の用務のために出張した場合は、明照会給与規程に準じて旅費を支給することができる。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は平成14年1月1日に制定し、同日から施行適用する。
この規程は平成23年4月1日に改正し、同日から施行適用する。
この規程は平成29年3月24日に改正し、平成29年4月1日から施行適用する。

別表第1

理事長等の報酬月額	50万円以内
-----------	--------

別表第2

評議員等の報酬日額	2万円以内
-----------	-------